

電子図書館導入業務委託仕様書

1 業務名

電子図書館導入業務委託

2 目的

場所や時間を問わず、インターネットを通じて、電子書籍の検索、貸出、閲覧ができる電子図書館を導入し、小中学生、図書館未利用者、視覚障害者、高齢者への読書環境の充実を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 履行場所

横須賀市立中央図書館

5 利用対象者

(1) よこすか図書館カードの交付を受けている横須賀市在住、在勤又は在学の者。

(2) 横須賀市内の小中学校等の児童生徒及び教職員

※(2)については、利用者用ID・パスワードの一括交付を行う予定。

6 事業内容

(1) 打合わせ協議等

事業者は、本市と常に連絡を取り、本市の意図を確認しながら本事業の円滑な進行のために必要な協議を行うこと。また、会議録を作成し、本市の承認を得ること。

(2) 進行管理

契約締結後、速やかに本市と電子図書館導入に向けての協議を行い、導入に向けた業務工程表を提出し、これに基づいて運用開始までの進捗管理を実施すること。

(3) 電子図書館のシステム要件

① 電子図書館のためのシステムは、事業者が所管又は契約・利用しているサーバ上のシステムに構築するとともに、電子書籍や書誌データを契約期間中保存及び管理できるクラウド方式であること。

② 本市は、前項の電子図書館を利用するにあたり、サーバ等、システム構築に係る機器を導入・設置する必要がないこと。

③ 利用者は、インターネット経由で、電子図書館サイトにアクセスし、利用者ID・パスワードを入力することで、電子書籍を検索、貸出、返却、予約、閲覧できること。

④ パソコン（Windows 及び Mac）、スマートフォン・タブレット（Android 及び iOS）で電子

書籍が閲覧できること。

- ⑤ HTML Living Standard 準拠のブラウザに対応したシステムであり、端末標準搭載の最新インターネットブラウザであれば端末に依存することなく閲覧できること。
- ⑥ インターネットブラウザを除き、閲覧などのための専用アプリケーションのダウンロード、インストールが不要なシステムであること。
- ⑦ 電子図書館サイトのデザインは、アクセシビリティの規格である日本工業規格 JISX8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠していること。
- ⑧ スクリーンリーダーを用いて、視覚障害者が自力で操作可能な利用支援サイトを別途用意すること。同サイトは、マウスを使用せずに簡単な操作で利用できること。
- ⑨ 日本語を母語としない利用者にも配慮した多言語対応サービスが提供できること。
- ⑩ システム障害、機器の故障等に備え、サービスが停止しない構成とすること。
- ⑪ データのバックアップに関して、セキュリティ面で安全な環境を確保すること。
- ⑫ 表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。

(4) 電子図書館の運用管理

- ① サービス運用時間は、24 時間 365 日とする。ただし、事前に計画されている停止または災害等によるやむを得ない停止を除く。メンテナンス等保守の必要上、やむを得ずサービスを停止する場合は、可能な限り短時間とし、本市に対し事前に停止日時及び期間を通知すること。
- ② 本市職員等が利用できるサポート窓口を開設し、問い合わせ等に対応すること。
- ③ 障害が発生した場合には速やかに対応すること。なお、サービス停止を伴う作業が必要な場合は、速やかに障害の原因、対策、復旧見込時期等を本市に報告の上、実施すること。
- ④ プライバシー保護の観点から、個人情報が含まれるデータの保護対策については、万全の措置を行うこと。
- ⑤ 不正アクセスを防止する対策を講じること。また、サービス利用時には ID・パスワードによる認証を設けること。
- ⑥ SSL/TLS 通信による通信の暗号化を行うこと。
- ⑦ サーバ、OS、各種アプリケーション及びソフトウェアは、常に最新の状態を保つこと。
- ⑧ 電子図書館サービスのためのサーバシステムの OS 等において、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つこと。
- ⑨ システムの障害、機器の故障等に備え、可能な限りサービスを停止しない機器構成とすること。
- ⑩ クラウドサービス上のアクセスログ等について、1 か月以上の保存が可能であり、事件・事故等により、発注者の指示があった場合はアクセスログ等を提出すること。
- ⑪ 個人情報保護法及び横須賀市情報セキュリティポリシーを順守すること。
- ⑫ 電子図書館として利用可能な電子書籍数については、利用期間中に減じることなく、様々な分野において増やす計画があること。

- ⑬ 市内小中学校の児童生徒及び教職員に、一般利用者とは異なる学校関係者専用の利用登録を行い、学校/学年単位等での各属性に合わせた利用統計がとれる機能を有すること。
- ⑭ 将来、本市が導入する図書館情報システムとのデータ連携を図る可能性があることから、データ連携機能と図書館システムで取り込み可能な電子書籍データ（日本目録規則に準拠）が提供可能であること。なお、本機能は電子図書館側の提供機能として要求するものであり、図書館情報システム側の対応可否は問わない。
- ⑮ サービスの稼働、運用、提供に関する関係法規制を順守し、常に最新の動向を把握し、適宜必要な見直し、改善を行うこと。

（５）電子書籍の提供

契約締結時点で、次に定める要件を満たしていること。

- ① 事業者は、契約締結後、速やかに本市が選書に必要な電子書籍情報を提供し、選書を行うことができるシステムを構築すること。
- ② 図書館が利用者に貸出することを前提にした許諾を出版社から得ていること。
- ③ 青空文庫を除き、国内出版物のタイトルが充実していること。
- ④ EPUB 形式※以外の多様なフォーマット（PDF、MP4、Audio 等）の書籍も提供できること。
- ⑤ 買い切り型、有期限・貸出回数型等様々なライセンス形態の電子書籍に対応できること。
- ⑥ 年間使用料により、パッケージコンテンツ等が選択可能であること。
- ⑦ 子ども向けの児童書を中心とした同時アクセス無制限のサブスクモデル的なパッケージ化した和書コンテンツ集合を提供可能であること。
- ⑧ 洋書が提供可能であること。
- ⑨ 運用開始までに本市が指定する電子書籍を提供すること。

※EPUB 形式：表示するデバイスの画面の大きさや解像度に合わせて、文字の量やレイアウトを自動的に調整する形式の電子書籍ファイル

（６）電子図書館の利用及び運用に係る支援

① 利用者（ＩＤ）管理に関する支援

利用者に付与するＩＤ等の運用方法等について、一括又は都度の付与の運用を支援するとともに、市内小中学校の児童、生徒に対するＩＤ付与及びその管理運用についても支援とすること。

② 職員及び利用者の操作に関する運用支援

本市職員等に対して、操作方法等の研修及び操作マニュアルの作成・提供等の運用支援を実施すること。また、利用者向けの操作マニュアル、Ｑ＆Ａ等を作成・提供し、利用促進の支援を行うこと。

③ 独自資料のシステム登録支援

図書館が保有する地域・行政資料等の電子データの独自資料について、システムに電子書籍として登録ができ、登録に際して、本市職員等を支援すること。

(7) 機能要件

別紙「機能要件一覧表」については、すべての機能要件を満たすこと。

(8) 成果物の作成

本事業の成果物として、次のとおり提出すること。成果物については、すべてについて電子データ（Word 版及び PDF 版）も併せて納品すること。

成果物	期限
ア 電子図書館 一式	令和 6 年 7 月 31 日（水）まで
イ 業務工程表 一式	契約締結後 14 日以内
ウ 会議録 一式	実施後 7 日以内
エ 操作マニュアル{管理者（本市）向け・利用者向け・Q&A・説明動画等含む} 一式	本市職員等研修開始前まで
オ 導入事業に係る業務完了報告書 一式	導入事業完了後 14 日以内

7 委託料の支払方法

支払い方法については、完了払いとする。

なお、電子図書館の運用管理及び電子書籍の提供にかかる使用料の支払方法については、事業者と別途協議の上、決定する。

8 その他

- (1) 契約後、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て横須賀市に帰属するものとし、横須賀市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 利用期間完了後、データを復元できないように完全に消去又は廃棄し、市に完全に消去または廃棄したことの証明書を提出すること。
- (6) 別システムへの切り替え等に際して、市が要求する必要なデータの提供について適切に対応すること。
- (7) 受託者は「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。